

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成31年3月25日

月曜日

第4476号

## 目次

### 告示

- 神通川流域(右岸地域)農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除 (第11回) 1
- 黒部地域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除 (第3回) 2
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 5

### 公告

- 開発行為の工事完了 6
- 条件付き一般競争入札の実施

## 告示

### 富山県告示第131号

神通川流域（右岸地域）農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除（第11回）について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定により、平成31年3月25日付けで神通川流域（右岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定の一部を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により公示する。

平成31年3月25日

富山県知事 石井 隆 一

所在地	指定を解除した区域
富山市	富山市の区域のうち、次の図面に赤色で着色した部分（大字経田の一部）に該当する区域

（「次の図面」は省略し、その図面を富山県農林水産部農業技術課及び富山市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県告示第132号

黒部地域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除（第3回）について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定により、平成31年3月25日付けで黒部地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定の一部を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により公示する。

平成31年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

所在地	指定を解除した区域
黒部市	黒部市の区域のうち、次の図面に赤色で着色した部分（大字岡、大字犬山、大字荒町、大字堀切、大字堀切新、大字天神新、大字三日市の各一部分）に該当する区域

（「次の図面」は省略し、その図面を富山県農林水産部農業技術課及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県告示第133号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

## 富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市山女75番1から 魚津市黒谷字脇坂 763番 まで	変更前		最大 13.8 最小 6.5	283.5	新川土木 センター
		変更後		最大 14.4 最小 10.3	283.5	
県道 八幡田稲荷線	富山市米田町二丁目 302 番4地先から 富山市米田町二丁目 300 番4地先まで	変更前		最大 20.1 最小 20.1	17.2	富山土木 センター
		変更後		最大 35.7 最小 22.8	17.2	
国道 415号	富山市水橋の場 480番2 から 富山市水橋高堂 302番ま で	変更前		最大 17.7 最小 9.1	127.1	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後		最大 20.9 最小 11.7	127.1	
県道 極楽寺湯神子 線	中新川郡上市町湯神子字 焼田27番地先から 中新川郡上市町湯神子字 焼田13番地先まで	変更前		最大 5.1 最小 3.7	117.1	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後		最大 12.0 最小 3.7	117.1	
県道 寺坪上市線	中新川郡上市町稗田14番 3地先から 中新川郡上市町稗田11番 2地先まで	変更前		最大 5.6 最小 4.1	36.4	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後		最大 7.4 最小 4.6	36.4	
県道 小杉本江線	射水市戸破字神明 670番 3から	変更前		最大 49.7 最小 17.4	45.6	高岡土木 センター

	射水市鷺塚 611番 4 まで	変更後	最大 50.8 最小 14.9	45.6	
県道 砺波小矢部線	小矢部市野寺 211番 2 から	変更前	最大 30.8 最小 8.1	400.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市赤倉 233番 2 まで	変更後	最大 41.7 最小 16.5	400.0	

### 富山県告示第134号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 415号	富山市水橋の場 480番 2 から 富山市水橋高堂 302番まで	平成31年 3 月 25 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 極楽寺湯神子 線	中新川郡上市町湯神子字焼田27番地先 から 中新川郡上市町湯神子字焼田13番地先 まで	平成31年 3 月 25 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 寺坪上市線	中新川郡上市町稗田14番 3 地先から 中新川郡上市町稗田11番 2 地先まで	平成31年 3 月 25 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 小杉本江線	射水市戸破字神明 670番 3 から 射水市鷺塚 611番 4 まで	平成31年 3 月 25 日	高岡土木 センター

県道 八町大門線	射水市殿村1012番地先から 射水市殿村1012番地先まで	平成31年 3 月25日	高岡土木 センター
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1681番 2 地先から 射水市戸破1678番 2 地先まで	平成31年 3 月25日	高岡土木 センター

### 富山県告示第135号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年 3 月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

射水市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道事業

射水公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和34年 4 月 1 日から

平成36年 3 月31日まで

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成31年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字神明670番 1 及び671番			高岡市石瀬684番地	炭谷 忠義
砺波市徳万330番、360番、361番、362番 2、2082番の一部及び2085番の一部			大阪府東大阪市西石切町 5 丁目 1 番42号	株式会社ツヅキ
南砺市殿1382番、1383番、1384番、1385番、1386番、1387番、1409番及び5136番の一部			南砺市殿642番地	株式会社旭工業
氷見市大浦字上野 2 番 1 外50筆及びひ下田子字権現 1029番 1 外 1 筆の各一部			氷見市鞍川1060番地	氷見市土地開発公社

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院屋根付き障害者用駐車場等新設工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成31年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院屋根付き障害者用駐車場等新設工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 建築一式工事
- (4) 工事概要 屋根付き駐車場新設、それに伴う既存設備の撤去

建築面積 約302平方メートル

構 造 鉄骨造 1階建

(5) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成31年12月31日まで

(6) 予定価格 43,940,000円（消費税相当額を除く。）

(7) 調査基準価格 有

## 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

## イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

- (2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.tch.pref.toyama.jp/>

- (3) 提出期間

平成31年3月26日（火）から平成31年4月4日（木）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

- (4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

#### 4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成31年3月25日（月）から平成31年4月19日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

#### 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成31年4月5日（金）までに文書により通知する。

## 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 受付期間 平成31年4月8日（月）から平成31年4月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
  - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成31年4月17日（水）までに文書により行うものとする。

## 7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成31年4月8日（月）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。
- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係
- (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 受付期間 平成31年4月8日（月）から平成31年4月19日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
  - イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）
- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

## 8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 平成31年4月24日（水）午後2時00分
- (2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院外来診療棟5階51会議室

## 9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 消費税法の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡される場合、消費税率10パーセントが適用されるが、本工事については、現行税率8パーセントにより契約するものとし、差額が生じた場合には、後日、変更契約により対応する。
- (4) 入札回数は、1回とする。

## 10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

## 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

### 13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

### 14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

### 15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

### 16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計

図書等に関する質問等の内容を確認すること。

- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院屋根付き障害者用駐車場等新設工事
2. 履行期限 平成31年12月31日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

添付資料

## (様式第 2 号)

## 入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

## 記

- 1 工事名 富山県立中央病院屋根付き障害者用駐車場等新設工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
③富山県における平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、建築一式工事の等級が A の者として登録されていること。	( 該当 ・ 非該当 )
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
⑤会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	( 該当 ・ 非該当 )

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。